

# 平成27年度税制改正について

平成27年度税制改正に伴い、宜野湾市税条例の改正を行いました。主な改正点は下記のとおりです。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## ■個人住民税における住宅ローン減税の適用期限の延長

所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けている方で、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除可能額がある方の市・県民税への適用期限が、平成31年6月30日まで1年半延長されました。

さらに平成26年4月以後に居住を開始した方で特定取得に該当する場合の控除限度額が136,500円に引き上げられます。

※「特定取得」とは、住宅の対価の額又は費用に含まれる消費税等の税率が8%又は10%で住宅を取得することです。

	居住開始	控除内容
従来	平成12～18年、平成21～25年	① 所得税の住宅借入金控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった部分。 ② 所得税の課税総所得金額等×5% 上記の①、②のうち小さい方が控除額となります。(最高97,500円)
拡充	平成26年1月～平成31年6月(特定取得以外) 平成26年1月～平成31年6月(特定取得)※	① 所得税の住宅借入金控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった部分。 ② 所得税の課税総所得金額等×7% 上記の①、②のうち小さい方が控除額となります。(最高136,500円)

## ■個人の市民税の寄附金控除に係る申告の特例等

確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除が可能になりました(ふるさと納税を受けた市町村から居住する市町村へ通知する仕組みの導入)。また、ふるさと納税に係る特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に引き上げることになりました。

## ■軽自動車税の税率について

原動機付自転車および二輪車等の税率を平成28年4月から引き上げます。

車種区分		平成27年度	平成28年度～	車種区分		平成27年度	平成28年度～
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	軽二輪(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円	
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円	小型二輪(250cc超)	4,000円	6,000円	
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円	小型特殊自動車(農耕作業用)	1,600円	2,400円	
	ミニカー	2,500円	3,700円	小型特殊自動車(その他のもの)	4,700円	5,900円	

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車については、概ね20%の重課税率が適用されます。

車種区分		平成27年3月31日までに登録した車両	平成27年4月1日以後に登録した車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円



平成28年度は、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)の規定が設けられます。

### 軽乗用車・三輪

区分	電気自動車等	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成32年度燃費基準達成車
自家用	2,700円	5,400円	8,100円
営業用	1,800円	3,500円	5,200円
三輪	1,000円	2,000円	3,000円

### 軽貨物車

区分	電気自動車等	平成27年度燃費基準+35%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車
自家用	1,300円	2,500円	3,800円
営業用	1,000円	1,900円	2,900円

## ■減免の申請期限について

市民税、固定資産税および軽自動車税等の減免について、申請期限を「納期限前7日」から「納期限」に改正しました。

## ■たばこ税の税率について

地方たばこ税について、旧3級品の製造たばこに係る特例税率が段階的に廃止されます。この改正は平成28年4月1日から実施されますが、激変緩和等の観点から平成31年4月1日まで4段階に分けて経過措置が講じられます。

問合せ: 税務課 ☎893-4411 内線221～223